⑽　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。
⑾　手続における交渉の有無　無
⑿　契約書作成の要否　要
⒀　技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒁　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する。
⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒃　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒄　詳細は、入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroyuki Masuda, Director Kumamoto Branch MOD
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Maintenance of distribution line (Amami area) Construction, JGSDF Amami New Base (2017)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : August 10, 2017 P.M. 5 : 00
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : September 29, 2017 noon
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Audit Subsection, Administration Division, Kumamoto Defense Branch, MOD 1―1―11 Higashi-machi, Higashi-ku, Kumamoto-shi, Kumamoto-ken　862―0901 TEL 096―368―2174 (Ext. 360)

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

奄美㉙隊庁舎Ａ（奄美地区）新設機械工事外１件に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

本公告に記載の工事は、競争参加資格審査申請書を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公示し、資格審査を実施する試行工事です。

なお、工事ごとに構成員の異なる組合せによる特定建設工事共同企業体を結成することは認められません。

平成 29 年７月 21 日
支出負担行為担当官
熊本防衛支局長　増田　浩之

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　43

1　工事名
①　奄美㉙隊庁舎Ａ（奄美地区）新設機械工事
②　奄美㉙隊庁舎Ｂ等（奄美地区）新設機械工事

2　工事場所　①②鹿児島県奄美市

3　工事概要
本工事は、以下の工事を行うものである。
①　隊庁舎Ａ新設（鉄筋コンクリート造地上４階・地下１階建て　延べ面積約9,200㎡）に係る空気調和、換気、自動制御、衛生、給排水、給湯、消火、昇降機、給油設備等　一式
連れ越し費　一式
②・隊庁舎Ｂ新設（鉄筋コンクリート造４階建て　延べ面積約6,700㎡）
・厚生施設新設（鉄筋コンクリート造３階建て　延べ面積約2,800㎡）
・予備発電機室新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積約40㎡）
・警衛所新設（鉄筋コンクリート造平屋建て延べ面積約250㎡）
・哨舎新設（鉄筋コンクリート造平屋建て延べ面積約４㎡）
・医務室新設（鉄筋コンクリート造平屋建て延べ面積約510㎡）
・ブロアー室新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積約10㎡）に係る空気調和、換気、自動制御、衛生、給排水、給湯、消火、ボイラー、給油設備等　一式
連れ越し費　一式

4　工期　①及び②平成31年２月28日まで

5　競争参加資格審査申請書の交付
⑴　交付期間　平成29年７月21日から同年10月２日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　交付場所　〒862―0901 熊本県熊本市東区東町１－１－11　熊本防衛支局総務課契約審査係　ＴＥＬ096―368―2174（内線360）　ＦＡＸ096―368―0512
⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出
⑴　提出期間　平成29年７月21日から同年８月10日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成29・30年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成29年７月21日付支出負担行為担当官熊本防衛支局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
申請書は、平成29年７月21日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。
ア　防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「管」で級別の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　防衛省競争参加資格の「管」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者は1,100点以上、代表者以外の構成員は870点以上であること。
ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、熊本防衛支局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。